○国土交通省令第七十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十六条の規定に基づき、自動車型式指定規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十月十二日

国土交通大臣　石井　啓一

自動車型式指定規則等の一部を改正する省令

（自動車型式指定規則の一部改正）

第一条　自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第三条　（略）	**第三条**　（略）
2　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面（申請書の写しにあつては、第四号から第九号までを除く。）を添付しなければならない。	2　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面（申請書の写しにあつては、第四号から第九号までを除く。）を添付しなければならない。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　完成検査の業務組織及び実施要領並びに自動車検査用機械器具の管理要領を国土交通大臣が告示で定めるところにより記載した書面	四　完成検査の業務組織及び実施要領並びに自動車検査用機械器具の管理要領を記載した書面
五～八　（略）	五～八　（略）
九　次の各号に掲げる処分を受け、かつ、当該処分を受けた日以後初めて指定の申請をする者にあつては、指定の申請に関する不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面	九　次の各号に掲げる処分を受け、かつ、当該処分を受けた日以後初めて指定の申請をする者にあつては、指定の申請に関する不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面
イ　（略）	イ　（略）
ロ　第四条の二第一号又は第二号の規定に該当したことによる指定自動車の型式についての指定の効力の停止	ロ　第四条の二第一号の規定に該当したことによる指定自動車の型式についての指定の効力の停止
ハ～ヘ　（略）	ハ～ヘ　（略）
3・4　（略）	3・4　（略）
（勧告）	
第三条の四　国土交通大臣は、指定製作者等がこの省令の規定に違反したとき、又は完成検査の実施に関し改善が必要であると認めるときは、当該指定製作者等に対し、その是正又は改善のため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。	
（指定の効力の停止）	（新設）
第四条の二　国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、期間を定めて指定自動車の型式についての指定の効力を停止することができる。この場合において、国土交通大臣は、停止の日までに製作された指定自動車について停止の効力の及ぶ範囲を限定することができる。	
一　指定製作者等が第七条、第八条第二項、第九条及び第十条の規定に違反したとき。	
二～四　（略）	
（完成検査の基準）	
第七条　完成検査は、当該自動車が左の要件を具備しているかどうかについて、次条の規定により選任される完成検査員が第三条第二項第四号の書面に記載された内容に従つて実施するものとする。	
一～三　（略）	
（完成検査員）	
第七条の二　指定製作者等は、完成検査を適切に実施するために必要な知識及び能力を有する者として国土交通大臣が告示で定める者から完成検査員を選任し、完成検査を実施させなければならない。ただし、道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第三十六条第七項第三号に規定する登録試験機関その他完成検査を適切に実施することができる機関として国土交通大臣が告示で定めるものに実施させる完成検査については、この限りでない。	
（完成検査員等に対する教育訓練等）	
第七条の三　指定製作者等は、完成検査員及び完成検査員になろうとする者に対して、国土交通大臣が告示で定めるところにより完成検査を適切に実施するために必要な教育訓練を行わなければならない。	
2　指定製作者等は、前項の教育訓練について、その内容及び方法その他の国土交通大臣が告示で定める事項を記録しなければならない。	
3　前項の規定による記録は、第一項の規定により教育訓練を受けた者が完成検査を適切に実施しているかどうかを確認するために必要があると認められる期間として国土交通大臣が告示で定める期間保存しなければならない。	

改正後	改正前
（指定の効力の停止）	（新設）
第四条の二　国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、期間を定めて指定自動車の型式についての指定の効力を停止することができる。この場合において、国土交通大臣は、停止の日までに製作された指定自動車について停止の効力の及ぶ範囲を限定することができる。	
一～三　（略）	
（完成検査の基準）	
第七条　完成検査は、当該自動車が左の要件を具備しているかどうかについて実施するものとする。	
一～三　（略）	
（新設）	